

# 公益通報者保護制度検討委員会懇談会

## 議 事 録

内閣府 国民生活局

## 公益通報者保護制度検討委員会懇談会

開催日時：平成15年1月24日（金）10：00～12：00

開催場所：永田町合同庁舎共用第一会議室

### 議 事 次 第

- 1． 内閣府大臣政務官挨拶
- 2． 公益通報者保護制度検討委員会運営要領（案）について
- 3． 公益通報者保護制度に関する今後の検討について
- 4． その他

### 配 布 資 料

- 資料1：公益通報者保護制度検討委員会委員予定者  
資料2：公益通報者保護制度検討委員会運営要領（案）  
資料3：「21世紀型の消費者政策の在り方について 中間報告」  
資料4：公益通報者保護制度検討委員会について  
資料5：公益通報者保護制度検討委員会検討スケジュール（案）  
資料6：公益通報者保護制度の基本的枠組みについて（主要論点）  
資料7：公益通報者保護制度関係資料

公益通報者保護制度検討委員会懇談会出席者

委員

浅岡	美恵	弁護士
荒木	尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
稲岡	稔	(株)イトーヨーカ堂常務取締役総務本部長
岩田	三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
遠藤	博志	(社)日本経済団体連合会経済本部長
大村	敦志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
片山	登志子	弁護士、公益通報支援センター代表
佐伯	仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
清水	鳩子	主婦連合会副会長
高濱	正博	(財)食品産業センター専務理事
升田	純	聖心女子大学教授
松本	恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
宮本	一子	(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会消費生活研究所所長
渡邊	和夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長
渡邊	佳英	東京商工会議所企業行動規範特別委員会副委員長、 大崎電気工業(株)代表取締役社長

以上 15名

松本委員長 それでは、ただいまから「公益通報者保護制度検討委員会懇談会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年12月26日に開催されました、第14回国民生活審議会消費者政策部会におきまして、落合部会長より、公益通報者保護制度検討委員会の委員長に御指名を受けました、一橋大学の松本でございます。

当委員会の委員につきましては、落合部会長とも御相談の上、お手元の委員予定者名簿のとおりを選任をさせていただきましたが、現在、まだ委員の任命手続中でありますことから、本日は、正式の委員会ではなくて、委員予定者による懇談会という形で開催させていただきました。

時間の関係もございますので、この名簿の配布をもって各委員の御紹介に代えさせていただきます。

なお、本日は、木村内閣府大臣政務官に御出席いただいておりますので、まず、ごあいさつをいただきたいと存じます。

木村大臣政務官 ただいま、御紹介を頂戴いたしました、内閣府の大臣政務官の木村隆秀でございます。

公益通報者保護制度検討委員会懇談会の開催に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

国民生活審議会消費者政策部会におきましては、経済社会の変化、消費者のトラブルの増加や複雑化、企業不祥事の続発など、消費者を取り巻く環境変化を踏まえまして、昨年6月より消費者保護基本法の見直しを含めた、21世紀型の消費者政策の在り方について検討を進めていただいているところでございます。

同部会では、昨年12月末に中間報告のとりまとめを公表いたしましたけれども、その中でいわゆる公益通報者保護制度について、消費者利益の擁護を図るため、制度の具体的な内容を早急に検討して、必要な法制化を図るべきと指摘をされたところでございます。

この公益通報者保護制度検討委員会は、ただいまも松本委員長からお話をいただきましたように、それらの検討を行うために、昨年12月末の消費者政策部会において設置をすることが決定されたものであります。

部会の最終報告とりまとめとの関係もございまして、大変短期間での審議となり、恐縮でございますけれども、4月を目途におとりまとめをいただければとお願いをする次第でございます。

委員の先生方のお力添え、御協力を切にお願いを申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

松本委員長 ありがとうございます。なお、木村大臣政務官は、国会の所用がございましたので、この後しばらくされますと退席されることとなります。

続きまして、公益通報者保護制度検討委員会の運営要領案につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

幸田消費者調整課長 最初に本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。資料番号が右肩に書いてございますけれども、配布資料といたしまして、資料1から資料7まででございます。御確認をさせていただきたいと思います。

資料の1が、委員予定者名簿でございます。

資料の2が、委員会の運営要領の案でございます。

資料の3が、消費者政策部会の中間報告でございます。

資料の4が、消費者政策部会で決定されました委員会の設置についての1枚紙でございます。

資料の5が、当委員会の検討スケジュールの案でございます。

資料の6が、制度の基本的枠組みに関する主要論点でございます。

最後に資料の7が関係資料という形になってございます。

それでは、資料の2を御覧いただきたいと思います。

この運営要領の案でございますけれども、今後この委員会を進めていくに当たりまして、一定の規則を定めるものでございます。

「1 委員会」でございますけれども、(1)としまして、委員長が委員会を招集し、委員会の事務を掌理する。

(2)といたしまして、委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理するという事にいたしております。

「2 議事」でございますけれども、国民生活審議会に準じまして、会議の定足数を委員の過半数として、議決方法を出席委員の過半数とするものでございます。

「3 議事の公開」のところを御覧いただきたいと思います。会議は原則として公開とし、傍聴席に相応する人数に限り傍聴させることができるとしております。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合には、理由を明示し、会議の全部または一部を非公開とすることができるとなっております。

なお、公開する場合でも、傍聴者が議事の進行を妨害するといったようなことがある場

合には、その傍聴者に退席いただくということにしております。

「4 会議資料の公表」につきましては、これにつきましても、原則として会議において公開するとなっております。ただし、同様に特段の理由があると委員長が認めた場合には、一部を公開しないことができるとなっております。

それから、委員等から会議終了後に資料の提出等がありました場合には、委員長が認めたものは、次回の委員会において配布させていただくというふうに考えております。

「5 議事録の公表」につきましては、発言者名簿を記載した議事録を会議終了後、おおむね1か月以内に公表するということになっております。これにつきましても、特段の理由があると委員長が認めた場合には、非公表とすることができるとなっております。

「6 議事要旨」でございますが、議事録とは別に簡単な議事要旨を会議終了後、おおむね2日以内に公表するということにいたしております。

以上が運営要領の案でございます。

松本委員長 今、御提案されました運営要領は、親部会であります、消費者政策部会の運営要領と基本的に同一のものでございますので、本日の懇談会も含めまして、以上のような方針で、本委員会を運営することとしたいと考えます。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

松本委員長 それでは、そのような形で会議を行うことにいたしたいと思えます。

続きまして、委員長代理の指名をしたいと思えます。運営要領の1条の2項であります。升田委員にお願いしたいと思えます。

続きまして、議題3の公益通報者保護制度に関する今後の検討についてという点でございます。

当委員会は、昨年12月26日の消費者政策部会において、設置が決定されました。

本日は、実質的に第1回の会合でございますので、部会におけるこれまでの検討経緯と、今後のスケジュール、制度の基本的枠組みに関する主要な論点等について、事務局から御説明をお願いしたいと思えます。

幸田消費者調整課長 それでは、まず、資料3の中間報告の冊子を御覧いただきたいと思えます。

これは、昨年12月26日に国民生活審議会消費者政策部会が公表いたしました、「21世紀型の消費者政策の在り方に関する中間報告」でございます。

恐縮でございますが、最後の29ページを御覧いただくと、消費者政策部会の委員の名簿がございます。消費者政策部会は、東京大学の落合誠一部会長を始め、21名の委員で

構成されている部会でございます。

1 ページ前の 28 ページを御覧いただきますと、審議経過が記載されております。消費者政策部会では、消費者保護基本法の見直しも含めました、消費者政策のグランドデザインを描くということで、昨年の 6 月から審議を開始いたしております。消費者政策の基本的考え方、消費者契約、消費者の安全、公益通報者保護制度、苦情処理・裁判外紛争解決、消費者行政の枠組みなどにつきまして、これまで検討を行ってきております。

現在、この中間報告につきましては、意見募集に付されておるわけでございますが、27 ページの今後の検討課題でございますように、今後消費者政策部会では、消費者教育の充実、あるいは団体訴権などにつきましても、更に審議を進めまして、本年 5 月を目途としまして、最終報告をとりまとめる予定になってございます。

次に、23 ページ、24 ページをお開きいただけますでしょうか。公益通報者保護制度に関する中間報告の記載の部分でございます。

中間報告では、通報者保護制度につきまして、( 1 ) から ( 3 ) まで、大きく 3 つに分けて記述がなされております。

まず、( 1 ) の公益通報者保護制度の必要性でございます。最初の段落でございますように、食品の偽装表示やリコールにかかる事件など、企業内部の従業員からの通報を契機として企業の不祥事が明らかになる事例が相次いでいるという問題意識のもとに、3 つ目の段落でございますけれども、このような状況を踏まえ、行政による監視体制を補完して、事業者による法令遵守等を確保し、消費者利益の擁護を図るため、公益通報者保護制度を整備することの必要性について述べております。

「( 2 ) 制度の基本的方向」でございますけれども、制度の基本的方向としては、次のような内容が考えられるといたしまして、①から⑤まで記載されております。

まず「①制度の目的」でございますが、最初のパラグラフで、公益通報は消費者問題だけに限定されるわけではなく、あらゆる分野における幅広い公益通報を対象として検討が行われるべきである。

続きまして、2 つ目のパラグラフの「しかし」というところでございますが、当部会では消費者政策の在り方に関する検討事項の一つとしてこの制度を取り上げたものであること、また、消費者政策の実効性確保の観点からこの制度をできるだけ早急に具体化することが必要と考えられることから、まず、消費者利益の擁護のための公益通報者保護制度について検討を進めることとすると記述されております。

24 ページに参りまして「②公益通報者の保護」でございますが、「従業員が事業者の内

部情報を通報することにより、守秘義務違反等を理由として事業者から解雇等の不利益な取扱いを受ける恐れがある。このため、公益通報については、事業者がこれらの不利益な取扱いをしてはならないこととすべきである。」という考え方の下に、公益通報の範囲、不利益な取扱いを受けた公益通報者の救済の仕組みなど、保護の具体的内容について検討する必要があると述べております。

③でございますが、事業者内部での対応の部分でございます。事業者内部において従業員等からの公益通報に適切に対応できる仕組みの構築が必要であるという認識の下に「このため」ということで、必要な調査、適切な措置、あるいは必要な体制整備を行う努力義務等を負うことを明らかにすることを検討すべきであると述べております。

④でございますが、事業者外部への通報でございますが、この在り方については、事業者内部での手続との関係、あるいは通報先などについて引き続き検討というふうに記載されております。

⑤のその他としまして、情報提供の在り方についても検討が必要と述べております。

(3)でございますが、制度の具体的内容の検討ということで、早急に検討を進め、必要な法制化を図るべきであると記載されております。

以上が中間報告の関係の記載ということでございます。

次に資料の4を御覧いただきたいと思っております。

これは、昨年12月26日に消費者政策部会で決定されました、本委員会の設置に関する資料でございます。

まず、1の目的でございますけれども、中間報告で示された公益通報者保護制度の基本的方向を踏まえ、制度の具体的内容、及び必要な法制上の措置について検討するため、消費者政策部に公益通報者保護制度検討委員会を置くこととされております。

3の開催スケジュールでございますけれども、5回程度開催し、検討結果を消費者政策部に報告することとされております。

次に資料の5を御覧いただきたいと思っております。

これは、当委員会の検討スケジュールの案でございますけれども、まず、昨年12月26日の消費者政策部会におきまして、委員会の設置が決定されたわけでございますが、これを受けまして、本日、1月24日に懇談会という形で公益通報者保護制度に関する今後の検討についてということで御議論いただきまして、今後任命手続が終わった後の正式な委員会の第1回目は2月20日、第2回は3月6日に開催したいと考えております。

次回、次々回につきましては、本日の議論も踏まえまして、事務局で検討資料を作成さ

せていただきまして、制度の具体的な内容について検討をいただきたいと考えております。

第3回目が3月27日で、第4回目の日時はまだ未定でございますけれども、この日程で御検討いただきたいと考えております。

消費者政策部会では、5月に最終報告のとりまとめを行うことといたしております、これとの関係上、委員会でのとりまとめは、4月までをお願いできればというふうに考えております。

次でございますけれども、資料の6を御覧いただきたいと思っております。

この資料は、公益通報者保護制度に関する主要な論点の所在につきまして、問題意識を共有していただくために、事務局で用意させていただいたものでございます。

まず、1ページは中間報告の制度の目的に関する部分の論点でございます。

まず、論点の1としまして、制度の基本的な考え方という部分がございます。これはどういう考え方の下に制度をつくるかということでございます。

①は、制度の目的ということでございまして、消費者の信頼を裏切る企業不祥事の多くが公益通報によって明らかになったことにかんがみ、行政による監視体制を補完して事業者による法令遵守などを確保し、消費者利益の擁護を図るため、公益通報者保護制度を整備するということです。

これは先ほどの中間報告の必要性の部分を抜粋したものでございます。

②は通報者保護を制度として法制化する目的と申しますか、必要性でございますけれども、制度の対象となる通報の範囲を明確化し、通報を行おうとする従業者等の予見可能性を高めるといえるのではないかと問題意識でございます。

2番目に制度の対象とする通報の定義でございます。

消費者利益の擁護を目的とする制度と言いましても、具体的に保護の対象とする通報者の定義をどこまでにするかということを決めていく必要があるわけですが、1つは①といたしまして、消費者関係の商品・サービスに関する法令違反が考えられます。

その場合でも、条例で表示ですとか安全について規定している場合がございますので、その条例の取扱いの問題がございます。

②といたしまして、法令違反ではなくても、健康や安全への危険が及ぶ場合、環境への悪影響がある場合などが考えられますけれども、それを含めるかどうかという問題でございます。

下の3番目の通報の真実性の問題でございます。

これは真実ではない通報というものが考えられるわけですが、それをこの制度の保護の

対象とするかどうかという論点でございます。

2 ページに参りまして、通報の誠実性という部分でございます。誠実ではない通報、例えば悪意のある通報、あるいは自分の利益を目的として行う通報が考えられますけれども、こういった通報を、この制度の保護の対象として考えるかどうかという論点でございます。

5 番目は、公的部門の提供する商品・サービスということで、消費者利益の擁護を目的とする場合におきまして、民間部門のみならず、公的な部門でも事業を行っている部分がございます。そういったものが消費者利益の観点からは対象に含まれ得ると考えられるわけでございますが、それをどう取り扱うかという問題でございます。

次に3 ページを御覧いただきたいと思えます。

これは中間報告の②の公益通報者の保護に関する部分の論点でございます。

まず、最初に1 番といたしまして、公益通報者の労働契約上の地位等の保護ということで、ここがこの保護の制度の中核になってくるわけでございますけれども、具体的にどのような保護の制度を考えるかという論点でございます。

まず、(1)といたしまして、労働契約上のルールというものを制度化するという考え方でございます。

①としまして、公益通報を妨げるような労働契約や就業規則等があった場合に、それを無効にするということを制度上明らかにするという考え方でございます。

②としまして、公益通報を行ったことを理由として、解雇などが行われた場合に、それを無効とするというようなことを制度化するという考え方でございます。

③としまして、「不利益な取扱い」という部分、解雇のほかに降格ですとか、減給ですとか、いろいろなものが考えられるわけでございますが、どこまでをこの制度の念頭に置くかという問題でございます。

それから(2)でございますが、単なる民事上のルールということにとどまらずに、罰則を設けるかどうかという論点でございます。

その下にございますように、原子炉等規制法に、今、国内法令では内部告発の規定があるわけでございますけれども、この規定によりますと、申告を行った従業者に解雇等の不利益を行った事業者に対しましては、1 年以下の懲役あるいは100 万円以下の罰金というような罰則が現在規定されてございます。このような罰則を設ける必要があるかどうかということでございます。この場合に、罰則を設けますと、対象とする法令違反の範囲をかなり明確化していく必要が逆に出てくるという論点もございます。

それから、(3)でございますけれども、不利益な取扱いを受けた場合の救済措置の問

題でございます。

①にございます個別労働紛争解決制度というものが既存の制度としてございます。都道府県の労働局長による助言・指導、あるいは紛争調整委員会によるあっせん制度、あるいは当然裁判による救済というものもあるわけでございますが、こういう既存の制度に委ねるかどうかという論点でございます。

下の方にまいりまして2といたしまして、保護対象とする公益通報者の範囲ということで、どこまでの方々をこの制度の対象にするかということで、3つあげさせていただいておりますが、①は従業者あるいは元従業者、派遣職員等という労働者の関係の部分でございます。

それから②は取締役ということで、①、②は企業の内部の方々ということになります。それから③として企業外部についての取引関係者などについてどう取り扱うかという問題がございます。

4 ページ、御覧いただきますと、3といたしまして、守秘義務・営業秘密の取扱いということでございますが、通報しようとする場合に、守秘義務あるいは営業秘密との関係が問題になってくる場合があるわけでございますけれども、それとの関係整理の考え方の問題でございます。従業者、取締役それから公務員、弁護士、医師、あるいは営業秘密としましては、不正競争防止法に規定がございますが、これらとの関係の整理の問題がございます。

それから4番目の公益通報者の損害賠償責任の取扱いの問題でございます。これは通報することによりまして、事業者あるいは第三者の方に損害を生じさせる可能性があるわけでございますが、その場合の民事責任をどう取り扱うかどう考えるかという問題でございます。

5番目の公益通報者の刑事責任の取扱いということでございますが、同様に、例えば、窃盗罪とか横領罪とか、通報によって企業のいろいろなものを持ち出したりした場合に、そういう刑事責任が発生し得るわけでございますけれども、それとの関係をどう考えるかという論点でございます。

5 ページにまいりまして、これは中間報告の③の事業者内部での対応に関する論点でございます。2つ掲げさせていただいておりますが、1としまして、事業者内部での必要な調査あるいは適切な措置、それから2の方で、必要な体制整備の在り方についてどう考えるかという論点でございます。

それから、6 ページの方にまいりまして、この中間報告の④の事業者外部への公益通報

ということに関する部分でございます。

1としまして、事業者内部での通報の前置についてという部分でございますが、ここは通報に当たりまして、まず、事業者内部に通報することとすべきか、あるいは外部に直接通報することとしてよいかという論点でございます、2つの意見を併記させていただいております。

①は、前置すべきとの意見、事業者内部での通報を前置すべきとの意見でございます。事業者外部への通報につきましては、事業者内部による取組を促進する観点からは、一定の場合を除き、事業者内部での手続を経た上での通報を保護の対象とすべきではないかという意見です。

②といたしまして、前置すべきではないとの意見でございます。これは証拠の隠滅、あるいは通報者に対する不利益な取扱いの隠蔽等の懸念がある考え方の中では、事業者内部での手続を前置させることは適当ではないのではないかという考え方でございます。

それから2番目といたしまして、行政機関への通報の部分でございます。(1)といたしまして、通報先でございますが、行政機関への通報をすることを考えた場合に、3つ考えられるということで書いております。

①は主務大臣、これは各個別の法令の主務大臣でございます。それから②といたしまして、都道府県知事、これは条例違反を対象にするとした場合に考えられるということ。それから、③のその他といたしまして、現在、原子炉等規制法におきましては、主務大臣以外に原子力安全委員会への申告というものが規定されております。そういう第三者機関への通報ということでございます。

(2)、(3)でございますが、先ほどの事業者と同様、必要な調査、適切な措置、通報を受ける必要の体制整備の在り方ということで現状のままでよいか、あるいは何かルールが必要かどうかという論点でございます。

それから一番下の3番目でございますが、その他の事業者外部への通報ということで、行政以外の事業者外部への通報について、この制度で取り上げるかどうかという論点でございます。ここにつきましても、2つの意見を併記させていただいております。

①でございますが、この制度の対象とする通報先は行政に限定すべきとの意見ということで、最初のボツでございますが、通報が必ずしも事実である保証がないということであれば、事業者や通報者の利益が不当に害されることを防ぐ観点からは、通報事実について調査する権限を有し、通報者や通報内容について守秘義務のある主務大臣等を通報先とすべきではないかということでもあります。

2つ目のポツでございますが、法令違反等を是正し、消費者利益の擁護を図る観点からは事業者に対して処分などの是正措置の権限を有している主務大臣が適当なのではないかということであります。

3つ目のポツでございますけれども、行政以外の事業者外部ということになりますと、さまざまな通報先が考えられるわけでございますけれども、これら通報先すべてに、例えば、守秘義務を課すというようなことの困難性を踏まえれば、一律にこの制度の保護の対象とすることはやめて、これまで同様に、既存の民・刑事法に照らして保護すべきかどうかを個別に裁判所で判断いただくということとすべきではないかということでございます。

それに対しまして、②の意見でございます。制度の対象とする通報先は行政に限定すべきではないとの意見でございます。最初のポツでございますが、先般の原子力発電所の内部通報の実例から見て、通報先を行政に限定することは不適切であり、国民の信頼を得るものではないのではないかと。

2つ目といたしまして、通報先を行政に限定することは、適切な公益通報への支援を目的とする民間の公益通報者支援センターの役割を否定することにならないかという考え方でございます。

8ページ、最後のページでございますけれども、中間報告⑤その他に規定されております。円滑に通報を行えるようにするための情報提供等の在り方の部分でございます。

論点の1でございますが、例えば、内閣府あるいは都道府県がこのような情報提供をどのように行っていくかという論点でございます。

それから2つ目といたしまして、通報者を支援する民間団体の役割、あるいは位置付けということございまして、通報を行おうとする方に対する助言・相談、あるいは相談者のプライバシーの保護をどう図っていくかという論点を掲げさせていただいております。

最後に、資料の7でございます。この資料は、目次を御覧いただきますとわかりますように、企業内部からの通報によって不正が明らかになった事例、あるいは既存の関係法令、それから関係の裁判例、諸外国の制度、それからアンケート調査の結果などを取りまとめたものでございます。時間の関係上、説明は省略させていただきますけれども、適宜御参照いただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから御討議をお願いしたいと思います。本日は第1回目でございますので、特に主要論点についてというところ辺りを中心に、また、資料7なども参照しな

から、どうぞ御自由に御質問なり御意見をお述べいただきたいと思います。

遠藤委員。

遠藤委員 この委員会の議論の出発点ですが、論点の1の「公益通報者保護制度を設置する」とは、制度を整備するかどうかも含めて検討するという理解でいいのかというのが第1の質問です。

と申しますのは、資料の7の最後にも載っておりますが、経団連では、2002年10月15日に企業行動憲章を改定するとともに、「企業不祥事防止への取り組み強化について」を決定し、この中で、企業倫理ヘルプラインの設置ということを会員企業に要請しております。また、企業行動憲章全体について、会員企業さんにどう受け止められているか、この憲章を踏まえてどんな取組をしているかについて全会員企業を対象にアンケートを今やっております。その中間的な結果を見ますと、このヘルプラインにつきましては、約半分の会社が既に取組を行っており、今後取り組む予定であるという会社も41%ございます。それから、経団連の中で、経済法規委員会が、コーポレートガバナンスの問題についても検討を行っており、そのアンケートに約100社が回答しておりますが、約4割の会社が内部通報制度を設けているという回答をしております。これを見ますと、かなり実質的な取組が進んでいるということでございます。新たな制度をつくることで、こうした各企業の自発的な取り組みを疎外したり、芽をつんだりすることのないようにしていただきたいというのが、私どもの切なる願いです。

今回の懇談会の配布資料の主要論点を拝見しますと、いきなり制度の各論まで入っているような気がしておりますが、先ほどの私の質問につきましてはどうお考えでございましょうか。

松本委員長 清水委員。

清水委員 主婦連合会の清水でございます。

今の御発言に関連しての意見なんですけれども、主要論点ごとに話し合うために検討会ができたので、今の御質問のように、議論の前提を置かない方がいいと思います。

松本委員長 稲岡委員。

稲岡委員 私も遠藤委員の御意見に賛成でございます。もう一つ私の考えとして、まず申し上げたいと思いますのは、論点の1のところに、当部会では消費者保護制度の在り方に関する検討会の1つとしてこの制度を取り上げたものであることから、まず、消費者利益の擁護のための公益通報者保護制度について検討を進めることとするという、このお考えよくわかるわけでございます。消費者政策部会での御議論でございますけれども、この

おっしゃり方はよくわかるわけですが、公益通報者制度を考える場合に、消費者問題だけについて考えていくと、バランスを欠くのではないかと、私には考えるわけでありませう。

つまり、ある特定の分野についての公益通報だけというものが考えられるのだろうかということや、最初から疑問に思っていることが一つございませうので、ここを入口として、すべての分野についての公益通報者制度について議論するよということであれば、また、それは考えませうが、そこら辺はどういうふうな位置付けになっているのかなということや、一つ考えるわけでありませう。

もう一つは、商品・サービスに関するということや、結構なんですが、商品・サービスに関する以下の事実及び国とか自治体の行政行為にかかわる事実についての、行政の在り方、あるいは立法府内部の在り方に関する内部通報、公益通報というものも十分考えられるのではないかと、そのところが欠落するのではないかと、いうふうに思っているわけでありませう。

松本委員長 高濱委員。

高濱委員 食品産業センターの高濱でございます。私どもは食品製造メーカーの全国団体でございますけれども、食品につきましては、皆さん方御存知のように、最近、相次ぐ偽装表示等消費者の信頼を裏切る行為が起きているわけございませうして、そういう事態を真摯に受け止めて、食の安全、安心を回復することが急務となっております。

そういうことで、現在、食品業界におきましては、食に携わる者としたしまして、多くの企業で経営トップのリーダーシップの下に、行動規範や、行動指針を作成して、不祥事の発生の防止に努めているところございませうし、また、いわゆるヘルプラインというのを設けて、企業自らの自浄努力というものを高める体制を整備しているところございませう。それから、行政の御指導の下に食品表示の信頼性を高める仕組みでございませうとか、更には食品の履歴をたどれるトレーサビリティシステムといひませうが、そういうものの構築に向けた検討も開始されているところございませう。更には、行政の監視体制につきましても、先般JAS制度におきまして罰則の強化が図られるなどいろいろな面で行政関係の監視体制も整備されているところございませう。今回の制度検討に当たりましては、こういう食品企業自らの自浄努力とか、行政の監視体制の強化とか、そういう諸々の事情を踏まえて、御検討いただきたいと考えてございませうして、特に申し上げたいのは、企業自らの自浄作用を促すという方向での検討を是非お願いしたいということございませう。したがって、まず法制化するかどうかということも含めまして、幅広い観点から御議論願ひたいと思ひませう。それから、消費者利益の擁護の問題に限って、議論するかどうか

という点がございませけれども、そういったしますと、果たして保護の対象となる公益通報に含まれるかどうかをきちんと定義ができるかどうかというような難しい問題もあるかと思っておりますので、そういうことも含めまして、幅広く御検討いただければ幸いです。

松本委員長 渡邊委員。

渡邊委員 東京商工会議所で企業行動規範特別委員会の副委員長を務めさせていただいております渡邊でございます。

商工会議所も、やはり最近の企業の不祥事で法令違反をすると企業の存続そのものにかかわるということで、企業行動規範というものを昨年制定いたしました。その中で、とにかく企業として法令違反をしない組織体制をどうしたらできるかということをもとに確立していこうということが第1点と、それから、仮に法令違反あるいは違反をした場合に、とにかく一部の部署で隠すというような体制でなく、とにかくそういうオープンにできるような、法令違反が出たときに通報するある程度の部署というものを企業として確立すべきではないか、それから、そういう通報者に対して企業として不当な差別というものをしないような体制、そういう雰囲気づくりというものをつくっていかなければならないのではないかということも議論をしております。

今回御議論していただきたいんですけれども、まず、こういう新しい制度をつくるからと、まず現行法規で可能なことは可能として何が不足かということも御議論いただければ幸いです。以上です。

松本委員長 片山委員。

片山委員 弁護士ですけれども、私は、昨年の10月末に大阪で発足しました公益通報支援センターの代表の一人ということで、センターの活動にかかわっておりますので、その経験を踏まえてここで意見を申し述べたいと思っております。

今、皆さん方からスピークアップ制度とか企業の内部でのいろいろな自浄作用といいますが、そういうものの制度整備が進んでいるという御発言がありました。

それはそれ自体大変結構なことですし、消費者としても有難いことだとは思いますが、私の支援センターの方に上がってきている通報の中には、きちんとそういうスピークアップ制度がある組織の中で、そういうスピークアップ制度にのっとって通報したけれども、実際には通報者がひどい目に遭っているといいますが、差別的扱いを受けていて、大変苦しんでいるという通報が上がってきております。

そういう意味で、これからますますそういうスピークアップ制度等の整備が進むことは

必要だとは思いますが、それがあから内部通報の保護、制度は必要ないという議論には決してならないですし、むしろ公益通報の保護制度が一方できちんと整備されることによってスピークアップ制度の整備というものも更に進んでいくという関係にあるというふうを考えるべきであろうというふうに思います。

まだ、支援センターの詳しいいろいろなデータというのは、今日までに準備できませんでしたが、今後の検討委員会の中では可能な限り支援センターの実情、そこに上がってきている通報をデータ化して、こちらに提供したいと思っておりますので、そういう現実を踏まえた議論を是非ここでしていただきたいというふうに最初をお願いしておきたいとします。

松本委員長 宮本委員。

宮本委員 今、企業代表の方、代表かどうかわかりませんが、自助努力のことを縷々おっしゃいましたが、これは当然のことであって、そういう意見を述べて、だから、今、弁護士の方がおっしゃったように、公益通報者保護の検討は要らないという議論にならないと思います。ただ、私は、ここの制度の目的の中で書いてありますように、国民生活審議会消費者政策部会で、もう十分にこの制度の目的をどうするかというのは議論なさったように聞いております。消費者利益の擁護に限定するかどうかということもいろいろ限定すべきでないという意見もあったようですが、資料3の23ページの「しかし」以下に書いてありますように、やはりいろいろな日本の制度的、あるいは行政的な縦割行政ということもありますので、ここの検討会では、消費者利益の擁護のための公益通報者保護制度について検討を進めるということが前提ではないかというふうに思います。

ここで一からまたこういう限定をすべきであるのかないのかというような議論を蒸し返しますと、なかなか前に進まないのではないかという気がするんです。私はずっと長年公益通報者ではなくて、内部告発者問題について海外の資料などを見てきて、ようやく日本でもこういうことが議論になって、狭い範囲ですけれども、消費者利益のために公益通報者の保護が必要である、そういう制度をつくろうかという、検討していただけることは本当に大きな、前向きな一歩だと思っています。勿論、これだけでは十分ではないことは知っておりますが、一応ここでどういう消費者利益の擁護のためであるとはいえ、どのような制度が考えられるかという検討に入ってほしいなという気はいたします。

松本委員長 浅岡委員。

浅岡委員 本日、これまでの中間報告に至る議論に参加してまいりましたのは、松本委員長と岩田委員と私だけかなと思ひまして、経過も含めて少し意見を言いたいと思います。

事業者の方々から、自主的な取組に期待していただきたいとか、それを見守っていただきたいという意見も、勿論部会の中でもあることはありましたけれども、経団連の委員の方も含めまして、こうした中間とりまとめに至った経過は御案内と思います。それを踏まえつつ、今後の議論がなされることを期待したいと思います。

ただ、こうした今日からの議論になりましたのは、実際、公益通報者保護制度といいますが、公益通報者の行動によって、公益が守られ、不正の是正がなされていく仕組みが必要であるという共通の認識の上に立ちましても、その詳細設計にはいろいろ議論をしないといけないということになり、今日は随分論点を整理していただいて、資料もこれまでいただいたものに加えてそういう議論に必要なものとして御準備いただいたと思っています。

確かに、通報者側から見ましても、これが本当に望ましい法になるのかどうかという点では、よく考えなければいけないところがある。そういう気持ちも我々感じるところがありますので、これからの議論の中で、それぞれの立場からの踏み込んだ意見を具体的にお願いして、議論を深めて、方向性を整理していただくことを期待したいと思います。

要は、事業者の方も大変な状況にあると思いますけれども、そうした不幸な経験の中から、今動き出そうとしているものを、本当にこの日本社会にとっていい方向に定めていく、そういう議論をお願いしたいと思っています。

松本委員長 大村委員。

大村委員 東京大学の私と申します。大学では民法という科目を担当しておりますが、今日、私がここに呼ばれているのはどうしたのか必ずしもよくわからないところがございますが、消費者保護についても、若干物を書いたりしております。最近勉強しておりますので、世の中がどうなっているのか全くわからないという状況です。そこで、非常に初歩的なことを申し上げて、お教をいただきたいと思っています。

私、個人的には、行政や裁判所によらないさまざまな形で、消費者のためエンフォースメントを進めていくということは必要であろうと思います。それで、制度ができたときに、制度そのものが必ずしも十分な実効性をもたないとしても、その波及効果というのを考慮いたしますと、最低限のものでも実現するというには意義があるだろうと思います。

また、この手の立法は不出来なものでありましても、できるときにしておいて、後で直すということが必要だというふうにも考えております。その上の御質問というか、お伺いしたいことなんですけれども、また、学者がこんなことを言っているというふうに言われそうなんですけれども、国生審でこれまでさまざまな消費者立法をやってきたときに、大き

な影響力を持ってきた外国の流れとして、EUの動向というのがあるかと思えます。今回、公益通報者保護制度関係資料というのを配っていただきまして、事務局の方々、御苦勞をいただいたんだろうと思えますけれども、その諸外国における公益通報者保護法制というのは、13ページ以下に出ておりますけれども、そこに上がっているのを見ますと、イギリス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドという、すべてアングロサクソン系の法制ばかりでございます。ざっと見た限りでは、しかも、消費者に限って立法しているところがあるのかないかちょっとよくわからないわけでありまして。

そこで、この資料は非常に貴重なものですが、差し当りわかるものを調べたということなのか、それともヨーロッパ、イギリスを除くヨーロッパではこういうことをしていないのかというようなことについて、もう少し御説明をいただけたらなと思えます。していない、あるいはこれからだというときには、なぜヨーロッパはそういう状況になっているのかということについて、もしわかればお教えいただければというふうに思えます。

幸田課長 今、御指摘いただきました資料14ページ、諸外国の法制の概要ということで資料を添付させていただいております。

簡単に御説明いたしますと、イギリスが一番進んだ制度を持っており、包括的に民間も公的部門も含んだ公益開示法というものを、これは労働法制の一環でございますけれども持っている。それに対して、アメリカでございますが、個別分野ごとにその立法がなされておまして、公的部門については内部通報者の保護法と、それから環境ですとか原子力ですとか、それから水質の問題ですとか、隣のサーベンスオクスリーという上場企業の関係の分野もそうでございますけれども、個別分野ごとに法律が設定されているようございまして、現在、15ぐらいの法律があるやに承知しております。

それに対しまして、EUの関係でございますけれども、それは今まだ調査中でございますけれども、フランス辺りの大陸系の国におきましては、労働者の保護に関する仕組みがきちっとしているということもあって、そういう法制がまだ行われていない、ドイツにおいても、民間団体の方でそういう法制が必要なのではないかという議論がなされているようでございますけれども、まだそういう法制はなされていないというのが現状だと承知しております。また、引き続き調査させていただきたいと思えます。

松本委員長 それでは、岩田委員。

岩田委員 私も部会に参加させていただいた一員ですから、先ほど経営側の方がいろいろ努力なさっているというのは、確かにようやくここに来てそういうところでやっただいていいことだと思うのですが、やはりそれだけでは十分では

ないのではないかという感じは私自身しております。と言いますのは、内部の組織が幾らでき上がっても、性善説ではなかなかいかないところがあるんだろうと。最近消費者にとって企業の中というのか、あるいはいろいろなサービス、財等の流れも複雑になっておりまして、なかなか外から見ただけではわからないという状況は進んできていると思うので、やはりこういったところは、外にも補完するようなシステムがきちっとしているということが必要なのではないかと、やはりこういう公益通報の必要性というのは、起きる前の抑止力としての働きも含めて必要になってきているのではないかと。そういったことで、中間報告でこういったコンセンサスを得たというふうに私自身は理解しておりまして、本日の論点、さっき御説明いただきましたけれども、そういった議論を踏まえて大変よくできているのではないかと思います。

これを実際に法制化していくに当たっては、非常に慎重にやらなければいけないところも勿論あると思いますし、その辺りをどうするかということで多分今日御専門の先生方も参加していただいているんだと思いますので、そういった論点で出ている部分を十分検討していきながら、これからの社会にとってよりいい方向性を出せるような法案にしていただいたらいいのではないかと思います。

松本委員長 升田委員。

升田委員 聖心女子大学の升田でございます。弁護士もやっております。今日お呼びいただいたのは、製造物責任法の立法に関与したものですから、それで誰かが思い出されてお呼びいただいたのではないかと思います。若干コメントさせていただきますと、恐らく大半の皆さんにとっては釈迦に説法かと思うのですけれども、立法というのは立法事実があって、それで立法の目的があって立法すると、規定を制度設計をするというプロセスを経るわけです。立法事実というのは、勿論最終的には国会で御判断されることだとは思いますが、ある種の立法が必要だという実態があるという判断があるわけです。

従来からの検討でそういう判断があるという御意見、また、いやそれはないんじゃないかという判断があるのですが、先ほどからお話を伺っていると、それぞれの方の認識としてあるべき姿のようなことをいろいろ御開陳されているようなんですが、しかしもうちょっと冷静に、例えばこの10年なり、5年なりの、日本のそういう問題の実態を見たらどうなるかと言いますと、今回の公益通報の問題の前提として、当然企業側としてはコンプライアンスという問題がありまして、法令遵守という法令以外の非常に広い意味を持つわけですけれども、コンプライアンスの要請を満たして企業活動していかないといけない。あるいは、経営を行っていかないといけないということはずっと言われてきたわけですが、

そうじゃない事例が最近も少ないとは言えない数出ているという状況にあるわけです。

他方、従業者と言いますか、企業を取り巻く人たち、もっと広い意味で言っているかと思えますけれども、言葉は悪いですけれども、垂れ込みとか、告白、告発みたいな事例も多々ありまして、これは表に出てない数、勿論水面下にどれだけあるかというのは、だれもよくわかりませんが、いろいろなものを読みますと、少なくとも最近のインターネットのいろんな場所で公開されているのを含めまして、これは膨大な数出ているということです。こういう状況をどう考えるかということが一番重要ではないかという気がするわけでありまして。

現に、現代社会における企業活動というのは非常に情報に依存していると。もう一つ言えば、情報によって形成される信用に依存しているということで、情報を操作されると、たちまちのうちに、最近でも企業が破綻した事例がありますように、ちょっとしたきっかけで情報操作されると、企業の破綻にまで至るような状況になってきたということでありまして。そうしますと、こういった問題について検討して、現実的な方策を取らなければいけないということは少なくとも言えるんじゃないかと思えます。それが、立法事実というか、そうじゃないかというのは、これは政策を立案される方のお考えになるわけですが、そうしますと次に目的ということが問題になってくるのです。今日御提案のところでは、消費者利益の擁護のためという具合にお書きなんですが、むしろ客観的に見ますと、おかげ八目的に試してみてもいいと思うのですが、膨大な数流れている垂れ込み情報がある種規制してしまうのではないかとということもあるわけです。ルールの明確化という機能も相当あって、皮肉な見方ですけれども、消費者と言いますか通報される従業員の不当な取扱いをなくすというよりは、むしろ企業を保護する側面も相当あって、そうしますと立法の目的のところがこのように、いろんな書き方があると思えますけれども、本当にこれでいいのかどうかということが問題になるわけでありまして。現在の公益通報というのは、企業を巡る情報問題の1つであると言っていると思うんですけれども、そういった問題を本当はもうちょっと広く見ないと、今いろんな方がおっしゃっているような見方だけでは、到底処理しきれないんじゃないかと思うのです。余り言うと、余り複雑だからやめておこうということになると、もうルールなき社会でやっていかざるを得ない。それがいいかどうかということだと思ふのです。

議論が進みましたら、また若干コメントさせていただきますけれども、最初の前提のところ、お互い言いつけただけではどうも問題ではないかと、むしろこの10年なら10年の日本の情報の実態を踏まえて考えるべきではないかという気がするわけでありまして。

松本委員長 渡邊委員。

渡邊委員 フード連合の渡邊と申します。昨年11月に新しく三部組織になって、名称が変わっております。先ほど食品センターの高濱委員からお話がありましたけれども、この間一連の食品に関わる不祥事があって、我々もそこで働く従業員、組合員という立場では、ある意味で一部の人間が起こしたことによって、自業自得という言われ方をされながら、大きく雇用なり職場がなくなっていくという状況があって、この間労働組合として自分たちの職場から不正な商品を出さないという取組、労働組合としてのチェック機能をきちんと果たしていくんだという立場での取組を進めてきておりますけれども、お話がありましたように企業側でも確かにこの間、いわゆる行動規範を示したり、企業倫理委員会を設置したりということで、再発防止も含めて努力をなさってきているかというふうに、我々としても一定の評価はしておりますけれども、その上に立って今回の立法化、法制が必要なんだろうという立場ではあります。もろもろインターネットの部分で企業の情報が外に流出していくという点も確かにあるわけですが、守秘義務の部分できちんと知り得たことを外部に漏らすなみたいなこともあるんですけども、その辺について進めていく必要があるかと思っておりますけれども、その部分で今日のところにも触れられておりますけれども、では具体的に通報した従業員の保護ということが、どれくらいきちんとなされるのか、不利益な取扱いと言いましても、なかなか見えてこない部分の査定であるとか、そのことには起因しない、したのかわからないような転勤であるとか、なかなか実際発生すると、ある意味でその従業員の立場が弱いというのは隠し切れなところだと思いますので、その辺がはっきり見えてこない。

先ほどちょっとありましたけれども、やはり企業にとってはその倫理委員会を経ずにという、さっきの内部なのか外部なのかという問題はありますけれども、その辺がクリアーにしていけないと機能していかないのかなという思いも持っています。

松本委員長 稲岡委員。

稲岡委員 先ほど大村先生が、諸外国と言うが、見てみるとアングロサクソンだけではないのかねということをおっしゃいまして、幸田課長さんからわかりやすい御説明をいただいたわけではありますが、その中でやはりフランス、ドイツはないよということですかね。一番進んでいるところではと幸田課長さんがおっしゃったように記憶しておるんですが、イギリスではということで、98年の公益開示法といいますと、やはり民間公的部門とかがございます。アメリカも、89年の内部通報者保護法が、公的部門を対象としております。

この委員会の総意として、消費者に提供される商品・サービスに限定するということな

ら、そういう総意ができればそれで結構なんでしょうが、この論点に書かれておりますところは、公的部門については、公的部門が提供する商品・サービスに関する公益通報というふうに整理されているわけなんです、私が考えますと、商品・サービスを消費者に提供するプロセスの中で、果たす国・自治体の行政行為の在り方というのは、消費者に商品・サービスが提供される提供のされ方に大きく反映していると考えているわけであり、

すが、そういった行政行為の在り方についても、よしんばこの部門に限るといたしましても、行政行為の在り方も範囲の中に当然入ってくるのではないかと考えております。

第1回であるので、包括的な議論でよいという委員長の御意見でございましたので、申し上げます。

松本委員長 浅岡委員。

浅岡委員 今、升田先生から提起がありました点は、本当にそのとおりの論点があると思いますし、中間報告に至る議論の中でも、そういう認識はある意味で皆さん内輪で持ちつつ、だんだんと焦点が集約されてきたというふうに感じています。

升田先生が端的におっしゃられましたけれども、ここの中にはある意味で隠されているのですが、事業者側から見ましても、破滅的・破壊的事態を避けていくための、1つアプローチとしてこのような制度が重要であり、また不可避であり、早急に何らかの対応をしなければいけないという思いがあって、今日に至っていると、私は理解をしています。

それは逆に言えば、本日の論点の中でもあります、事業者の事業経営をいかにいい方向に安定させるかということにどう寄与するかということと、通報者、あるいは社会自身がどのようにこうした制度や、本来守られるべきものを守っていくということに寄与するのかという点の、いろいろ切り結び点として論点が整理されてきていると認識しています。この問題は事業者の方々にとっても長期的に経営をいかによくしていくのかという視点に立って、新たな社会ルールをここで整理していくという視点をお持ちだろうと考えているところです。

松本委員長 まだ御発言されてない委員の方が、若干おられます。荒木委員と佐伯委員にも、最初に一般的な発言を願いたいと思いますので、どうぞ。

荒木委員 東京大学の荒木と申します。私は、専門は労働法なんです、正直申し上げまして、この内部告発と労働法の関係という問題について、労働法学会で議論したとか、そういうことは今までなかったと思います。非常に新しい問題だと思います。

1つには、先ほど大村先生からも御指摘あったように、アングロサクソンの国ではこういう立法がありますが、それも新しい立法であるということですね。その背景、これは推測ですので正しいかどうかわかりませんが、例えばアメリカではいまだに解雇は自由という原則が維持されております。そういう中であっては、内部告発者を解雇から守る必要があれば、個別的に立法で対処する必要があるという背景が1つあるかと思えます。

イギリスに関しては、雇用されてから1年間経った後しか解雇からの保護がないという国ですので、同様の問題はあります。ただ、例えばドイツでも6か月間勤務しないと、解雇からの保護はありませんので、同じ状況がほかの国にないかということそうではないので、一概に言うことはできませんが、一般にアングロサクソンの国では、雇用の保護が薄いという問題はあろうかと思えます。

日本、各国それぞれの事情がありますから、外国がこうであるから日本ではどうだと一概に言うことはできないということは、まず前提として申し上げたいと思えます。

それから、日本に関しては、勿論労働基準法違反を申告した場合には、国はきちんとした保護の規定を用意しています。したがって、日本でも必要があればそういう立法がなされておかしくないということだとは思えます。

日本においてそういう必要性があるかどうか。これは現在、正当な理由がなければ解雇してはいけないという立法が、労働法上はございません。法律上は、予告期間さえ置けば解雇してよいとなっております。しかし、実際は裁判所が解雇権濫用法理というものをつくって、正当な理由のない解雇は、解雇権の濫用に当たる、権利の濫用は許されないということで無効とする、そういう判例法で対処しております。

御案内のとおり、厚生労働省では、正当な理由がなければ解雇は無効であるという立法をしようと、今国会に法案を提出する方向で議論をしております。これはルールの明確化の要請ということです。

そういうことで、日本は判例法まで含めると、労働者の保護はあるのですが、もう一つ考えておかなければいけないのは、労働者の不利益取扱いは解雇には限りませんで、さまざまな事実行為としての不利益取扱いもありますし、先ほど御発言ありましたとおり、左遷と言いますか、配転で事実上不利益な扱いをする、しかし、それはなかなか本当に不利益取扱いかどうか難しい問題もございます。それから、日本では労働組合が企業別組合ということでありまして、企業の利益と自分たちの存立の利益がかなり合致する場合が多いということで、場合によっては労使ともに違法行為に走るという例が今までなかったわけではない。そういう実態も踏まえる必要がある。その中で、今後、どういう政策なり、

立法なり、あるいは企業内部での努力なりを組み合わせるのがよいかということをお判断いただきという問題かと思っております。

松本委員長 佐伯委員。

佐伯委員 刑法を専門にしております佐伯と申します。内部通報者保護制度が検討されているということをお新聞等で読みまして、企業犯罪の抑止にとって大変結構な制度だという印象は持っておりましたけれども、直接私の専門に関係するとは思ってなかったんですけれども、今回お話をいただきまして、考えてみますと、幾つかの点で関係するようです。

1つは、検討の主要論点にも上がっておりますけれども、通報自体が守秘義務違反、あるいは秘密漏示罪になる場合というのが考えられます。

2番目には、これも主要論点に上がっていますが、通報するために情報を収集した行為が窃盗等になるかという問題があります。この場合は、どこまで窃盗や横領になるのかということ自体が議論の余地があると思えますし、なる場合にはどこまでそういう行為が必要かということ、違法な行為が行われていることを通報するだけだとしたら、特に資料を盗むとか、そういうことは必要ありませんので、どこまでそういう情報収集を個人が行うことが適切で、かつ必要かという問題が出てこようかと思えます。

3番目としましては、論点に上がっておりませんが、違法な行為に関与した者が通報を行った場合に、その者の責任を軽減する制度が考えられるかと思えます。現在の、刑法では自首という制度がございますが、捜査機関に対して自首をした場合には、刑が減刑されるということになっています。そういう制度を新たに設けることはなかなか難しいと思えますけれども、あり得ないわけではないように思えます。

羅列にとどまってこれから考えないといけないんですけれども、大体そういうふうな問題があるかと思えます。

あと、場面が違いますけれども、今日御紹介いただきましたような、通報者に対して報復的な措置を取った行為に対して刑罰を科すかという問題もあります。私は、そういう規定が日本にあるということをおこれまで知らなかったんですけれども、そういうことも、検討の余地はあるかと思えます。

松本委員長 一応一通り概論的なお話をいただいたわけですが、もう一度きちんと公益通報者保護制度の最初のところから議論するべきだという御意見もございまして、本委員会は部会の指示に基づいて一定の事項を検討するというおことで設置されているということになります。

中間報告段階ではありますが、部会のコンセンサスといたしましては、公益通報者保護

の制度の整備が必要であると。そして、その中でも必要な法制化を図るべきであるということが、中間報告では記載されているわけですから、法制化を含めた、更に法律による取組と、自主的な企業や民間団体による取組を、どういうふうに分担するのが等を含めて、考えられる法制化の中身について議論をする中から、例えば消費者問題だけに限定するということは、法制化自体が困難になるという結論にもし至れば、そのように部会に報告をして、そうしますと部会の最終報告の書き振りが変わってくるということになるだろうと思います。

あるいは、個別の点を、いろいろ検討していくと、法制化には相当まだ難儀な点があるということであれば、その旨報告することになると思います。一応部会のフレームに従って、法制化をする場合の細かい点を議論しながら、それと自主的な取組とをどういうふうに関連させるか、法制化をすることによって自主的な取組を逆に阻害するということであれば、法制化はしない方がいいという結論になるかもしれないので、そういう結論になるかもしれないという点は留保しつつも、法制化に当たって予想される論点を議論していく中から、結果として中間報告自体を一部修正していただくという可能性はあるというぐらいの感じで、議論を進めていきたいと思います。

まだ、本日 40 分ほど時間がございますので、もっと個別の論点等について、是非今日言っておきたいということ等がございましたら、どんどん御発言をください。

高濱委員。

高濱委員 1 点質問をさせていただきます。主要論点の 2 の「制度の対象とする『通報』の定義」というのがございますが、ここに法令違反とか健康や安全への危険、環境への悪影響などと書かれております。例えば食品企業が偽装表示をした場合、またはしようとしているという場合など、わかりやすいんですけども、消費者利益の擁護のための公益通報制度ということになっておりますので、例えば企業がいわゆる総会屋とか、そういうところに資金を提供するとか、それから企業が規制値以上の汚濁した排水を垂れ流すとか、そういうことは、ここで頭に描いておられる「制度の対象とする『通報』の定義」に含まれるというふうにお考えになっているのかどうか、その辺をお聞きしたいんですけども。

消費者利益の擁護のためのというのは、どういうところまで含まれるのか、その辺をまず基本的なこととして教えていただきたいと思います。

幸田課長 そこにつきましては、是非御議論いただきたいとは思っているんですけども、かなり広めに考える考え方と、限定して考える考え方があるかと思います。

消費者契約と申しますと、そういう中での取引される商品・サービスに関する法令とい

うふうに考えれば、かなり狭くなると思いますし、今、委員御指摘のように、広めに考えるという考え方もあろうかと思えます。要は、この制度でどこまで対象にするのか、いずれ明確にする必要があるかと思えますので、それとのバランスで御検討いただければと思っております。

松本委員長 岩田委員。

岩田委員 私も、少しイメージがつかめないのですが、教えていただきたいんですが、4ページの公益通報者の刑事責任の取扱いというところなんですが、これは先ほど升田委員もおっしゃったように、不実の通報によるものをどうするかというのは大きい問題になってくると思いますが、その場合、例えば不実であるということはどういうふうに判断して、例えば名誉毀損、侮辱というのは、企業側が訴えるということで理解してよろしいのでしょうか。

意見として言えば、それは非常にやはり大事なことだと思うんですが、ここのところをどのぐらいにするかということで、すぐに不実と言われて、こういうふうに訴えられるのではないかとということで、厳しくして二の足を踏んでしまうような状況になるのもいけないし、かと言って、垂れ流し経営が本当にどんどん増殖するのはいけないということで、これはなかなか難しい問題ではないかと思えます。

幸田課長 ここで書いてあります、1つは窃盗罪とか、横領罪の問題でございますけれども、これは正当な通報であろうと、不実な通報であろうと、考えられる例としましては、企業が持っているさまざまな財産、情報の場合もあるかと思えますし、それから単なるコピーの用紙みたいな問題もあろうかと思えますけれども、そういったものを持ち出した場合に、成立し得る違法性といったものが1つ。

それから、名誉毀損とここに書いております趣旨は、まさに企業が通報した人に対して、そういう名誉毀損なり侮辱罪の違法という責任を取るという考えられるということでございます。書いておる趣旨としては、そういうことでございます。

実際の場面におきましては、裁判において、通報が事実であるかどうかということを経験の方で事実を認定されて、その上で判断させるんだらうと思えます。

佐伯委員 刑法の名誉毀損罪に限って言えば、民法も基本的には同じと理解しておりますけれども、不特定多数の者に公表することが必要ですので、ここで検討されている内部通報者保護制度に限って言えば、問題のあることは、まずないのではないかと、間接的にそこから広がっていくということは、また別の問題ですけれども、通報者について責任が問題になることはないのではないかと思えます。それから、もし仮に問題になったとしても、

この点については既に真実ではなかったとしても、真実と信じるに足る合理的な理由がある場合には免責されるというのは、確立した判例法理となっておりますので、ここで改めて議論する必要はないように思います。

幸田課長 今、先生がまさにおっしゃいました、前提を合理的と信じるに足るような通報について、制度の対象とするというふうにすれば、名誉毀損の問題は出てこないと思います。

もう一つは、通報先がある程度守秘義務のかかったところか、そうではなくて、広く一般に公表、開示することまでも制度の対象にするのかによっても、ここは変わってくる問題だと思います。

松本委員長 清水委員。

清水委員 主要論点の制度の目的のところ、松本先生が今後のこの会の検討の方向について明確にお示しいただいたので、この検討会が、これだけの各界の方の御意見によって、十分社会の負託に応えると言いますか、今、消費者、国民が抱いている疑問に率直に応えられる制度を提案できるというふうに存じております。

もう一度お伺いしたいんですが、制度の目的のところ、上の4行と下の5行ですが、私は消費者利益の擁護ということは、前段の4行と、消費者利益の擁護ということが、そんなに明確に分かれるものではなくて、消費者利益の擁護という場合には、前段の4行が当然入ると運動の経験から思っております。しかしというふうにして、消費者利益の擁護という概念を非常に狭くしたような文章は、まとめるときに少し整理していただきたいと思えます。

松本委員長 稲岡委員。

稲岡委員 先ほど委員長がおっしゃいました、集約の方向で議論に参加させていただきたいと思えます、全くその集約どおりで賛成いたします。

その方向で、これから最後の報告をまとめるときに、その前提として、少し理解したいためにお聞きしたいんですが、もし、そういう形で法律ができるとすれば、どういった体系の、どういった法律になるものなのか、どういったものをイメージすればいいのか、勿論わからぬでしょうけれども、教えていただきたいと思えます。

もう一つは、当面消費者に提供される商品・サービスに限りましょうということは、大いに結構なんですが、やがては事業者の行為一般、企業行動一般ということも十分考えられるでしょうし、ひいては公益に関するすべての通報といったようなことも、将来的には考えられることになると思うんです。

そういう立法をお考えになるときは、もし今回暫定的にできた法律から、そういう立法に移行するときには、どういうプロセスになるのか、そこを少し教えていただきたいと思います。

幸田課長 非常に難しい質問でございますけれども、やはり制度の基本的な点をどういう形で置くかによって、最終的な法律の形も変わってくると思います。

端的に1つ申し上げますと、資料7の2ページに現在の既存の法令というものがありませんので、若干紹介させていただきますと、国内で内部告発の関係で公益通報者を保護している法令は、1つは原子炉等規制法が左にございます。原子炉の分野について、この法律に違反する行為をやった事業者について、そういう事実がある場合に従業員が主務大臣、あるいは原子力安全委員会に申告できるということになっておりまして、2項で申告をしたことを理由として、事業者に対して、解雇、その他不利益の取扱いをしてはならないということになっております。

更に下の方に参りまして、78条の罰則がありまして、66条の2の第2項に違反した事業者については、罰則がかかってくるという形になっておりまして、言わば原子炉等規制法違反の部分についての公益通報者保護制度というものがあられるわけでございますが、これと同じような考え方で、消費者関係法令に広げていくという考え方が1つあり得ると思います。

もう一つは、労働契約上のルールという形で、労働契約の無効の話ですとか、不利益な取扱いの禁止、あるいは無効という形で制度を組み立てるということも考えられます。罰則付きの法律になりますと、かなり対象とする法令の範囲を明確にして、構成要件を明らかにするという必要が出てきますので、その場合に議論としてあり得ますのは、やはり安全に限った部分に限定すべきではないかとか、いろんな議論はあり得ると思います。

それに対して労働契約上のルールという形であれば、消費者関係の一般的な法令になるというイメージになるのかなという感じはしております。

いずれにしろ、国民生活局の所掌範囲といたしましては、消費者行政ということでやっております、消費者行政の部分について、少なくとも公益通報者保護制度というものを何とか制度化できないものだろうかということを御議論いただきたいと思っておりますけれども、同じように、例えば環境分野においてこういう制度があってもいいのではないかと、あるいはもっとほかの脱税とかいう部分でもあってもいいんじゃないかという議論はあり得ると思います。

そこは、さっき縦割行政という話もございましたけれども、消費者行政の部分について、

少なくとも必要なかどうなのかという観点で御議論をいただければと考えております。

大村委員 今の点に関連して伺いたいですけれども、今、幸田課長の方から、消費者関連の法令についてというお話がありましたけれども、消費者関連の法令というのはどういことなのか私にもちょっとよくわからないんですけれども、その範囲というものをどう考えておられるのかというのが質問なんですけれども、資料6には、消費者に提供される商品・サービスに関すると書いてあって、物ベース、あるいはサービスベースという対象ベースでいくのか、それとも法令ベースでいくのかということはかなりイメージが違ってくると思うんです。これは所管の法令とも絡むと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

幸田課長 まだ完全に事務局としても検討し切っておるわけではございませんけれども、仮に罰則を置くような形だとすれば、かなり具体的な法令を列挙して、この法律のこの条項の違反という形で限定していくことになるのかなという感じがいたします。

その一方で、民事ルールと申しますか、労働契約上のルールという形であれば、その対象について、例えば消費者契約とか消費者取引に係るさまざまな法令という、もう少し漠然としたとらえ方もあるのではないかと考えております。

升田委員 公益通報ということで、あたかも何かあるかのように書いてあるんですけれども、この通報する場合に従業員の方、名前をおっしゃっている場合に限られるのか、それとも匿名も含むのかということが、あたかも名前を名乗ることが前提になっているという理解でよろしいのかということをお聞きしたいのです。

それから、そういう場合の通報というのは、例えば課長と部下が話していて、あんなことまずいんじゃないですかねといったようなのが通報になるのか。つまり、通報というのは一体どういうものがあつたら通報になるのかというのがはっきりしないと、多分、手続としては、そんな細かいことまで決めるというのはなかなか大変だと思うんですけれども、そういったところで多分適用範囲が非常に不明確になる可能性があるのではないかと、お聞きしたいと思います。それから、名前を名乗って、今から通報しますという人が世の中に一体どれだけおられるのか。それも極めて疑問です。

こういったものの発想にはアメリカ、イギリスはわかりませんが、日本はどうしても大岡越前守の目安箱みたいな考え方があるんで、非常にいいんじゃないかということがあるんですが、目安箱も結局だめになったわけですし、そういう名前を名乗って、誠実でないといけないということを強調し過ぎると、つくたはいいけれども、機能しなくなるということはあるので、機能させるためにつくるというところが妙なんですけれども、ある程度そう

いった配慮も必要ではないかと思うのです。この論点の中を見ますと、所要の体制整備と書いてあって、しかも努力義務になっているとなると、その辺が何が重要であるけれども、はっきりしないなという感じがするんですけども、いかがでしょうか。

松本委員長 今の点は、1つは、事業者が自主的なホットラインをつくる場合に、匿名による通報は受け付けないというやり方でやるのか、それとも匿名でも構いませんとするかという事業者内部のやり方があると思います。

もう1つは、監督官庁に申し出る、通報するという場合に、きちんとしたフォーマットに従って、住所氏名を書いたものでないとそもそも受け付けないというような通報制度にするのか、しないのかということで、これは行政への手続きの話になると思います。それと別に、通報したことによる被害を防ぐという観点からは、匿名による通報で、匿名性が最後まで維持されれば不利益を被ることはないということになって、法律は動く必要がないわけですが、匿名による通報がその後で通報者探しが行われて、結果としてはだれかということがわかって、通報者が不利益を受けるということになった場合に、匿名による通報というのは、誠実な通報ではないから、保護しないという制度にするか、しないのかというところで初めて議論になるところだと思いますので、その辺はここで御審議いただきたいと思います。

浅岡委員 実際の制度をどう動かすのかということでは、升田先生がおっしゃるところでありまして、今、松本先生がおっしゃられたような認識で基本は私どもも理解をしています。これまでの議論の中でですね。

もう一つは、今日の資料の中で、これまでの議論が見えにくいかなと思うことをさせていただきますと、それはこうした検討会を持ちましょうということになった一番大きな要因でもありますけれども、何と言いましても、事業者外部への通報についての位置付けがあります。それはいけないとするのか、いいとするのか。いいとすればどこなのか、また、その関わり方はどうするのかという点が一番大きな実質的な議論であったと思います。

その中で、外部へと言いましても、友達に言ったからといっても、本来の目的に達するわけではないので、外部と言いましても、監督官庁の行政だけにするのか、そのほか民間も含むのかということがもう一つ前段で大きな論点であります。行政だけとするのは問題だという点は、7ページにも指摘をされているところですが、あり得るとすれば、支援センターのような形で動き出しているサポートのところはどのような関わり方が位置付けられるのかというのも整理をしなければいけないと思います。もう一つ、ここに見えていないものとして、実質的に一番大きな要因として、メディアはどう扱われるのかということ

でありました。

本日の書面には出てこないのですけれども、中間報告に至る最後の議論でも経団連の方からメディアはどうなるのかという御質問もあったわけです。その御質問の趣旨には、多分それを除外するということは非現実的であろうということもあったと思います。

しかし、どうも事務局から提案されるものの中には、少なくともメディアは積極的には含まない。消極的にも積極的に、含まないとの要請がどこかにあるやに感じられるものでありました。

これはメディアにもいろいろあるではないかとか、メディアはどう責任を取れるのだという議論も一方であるわけですが、除外をすると行って、理屈の上でも、また法律上も、現実の社会実情から申しまして、それで解決するような問題ではありませんので、非常に重要な役割を果たすべきであるし、現にもう果たしてきたところもあると思いますから、その位置付けをしっかりと整理をするということが、一番この仕組みをどのような方向で現実はどう機能させていくのかというのが、それぞれの立場にとって重要な論点ではないかと思っています。

宮本委員 次回までに教えていただきたいことがあるんですが、資料6の4ページの「不正競争防止法の営業秘密」について、もう少し詳しく教えていただければと思います。もう一点は、資料7の15ページの「英国公益開示法の通報の手続」の下の方なんですが、すごくややこしくて、きっと御説明いただけるんだろうと思いますけれども、もう少し簡単に次回御説明いただきたいと思います。

それから、もう一つ、資料6の③なんですが、これは事業者内部での公益通報への適切な対応というタイトルで論点として、必要な調査や適切な措置の在り方、あるいは通報に関する必要な体制整備の在り方ということを中間報告で述べられているんだと思いますが、ここでもそういう企業内での在り方を検討するのでしょうか。

幸田課長 不正競争防止法については、次回、簡単な資料を用意させていただきます。

それから、イギリスの公益開示法でございますけれども、関係資料は資料7の15ページになりますけれども、公益開示法の通報手続という1枚の絵がございます。その後ろに16ページから21ページまで、内閣府での仮訳でございますけれども、公益開示法の関係部分がございます。

まず、イギリスの公益開示法の通報の手続に関しましては、その絵の真ん中辺りにございますけれども、内部ルートへの通報を原則とするという立て方になっております。その内部ルートと言いますのは、具体的には真ん中辺りのちょっと黒くなっているところの右

側でございますけれども、使用者等、それから法律助言者、それから、大臣が指定した者、監督官庁でございますけれども、そういったところを内部ルートの通報という位置付けにしておりますけれども、1つは、使用者に対しては上の方の ②ということで、法律に定める通報である、つまり、法令違反等であるということを合理的に信じていること。あるいは誠意を持ってなされることということが条件になっている。

それから、外部への通報に関する要件でございますけれども、イギリスの公益開示法では、ここには警察とか報道機関という書き方をしておりますけれども、具体的にどこに通報するということは一切触れずに、外部への通報という形で書いておまして、そこに関しては、どこが合理的な通報先であるかということについては、後から雇用審判所なり裁判所の方で判断するということになっております。

保護されるための要件としましては、左側の方に書いてございますけれども、まず、法令違反だということと、それから誠意を持ってなされるということ。それから、真実であると合理的に信じていること。更に自己の利益のために行う通報ではないということ。

それから、⑤のAですけれども、内部で開示したならば、不利益を被ると合理的に信じているか、あるいはその次ですけれども、使用者に開示したならば、証拠の隠匿等の恐れがあるという場合。

更に⑥ですけれども、事案のすべての事情からみて、通報をなすことが合理的であると。これは通報先も含めてなんですけれども、合理的である場合には、外部ルートへの通報を保護しようという立て方になっているということでございます。

それから、中間報告の③の事業者内部での対応の問題でございます。ここは、まさに中間報告ではこういったことを検討すべきであるという御指摘になっております。ですので、ここについても制度として検討するかしないか等につきまして御議論いただければというふうに考えております。

大村委員 質問ばかりで恐縮なんですけれども、初回ということでお許しいただきたいと思うんですが、実効性を確保するために、一定の明確な要件を設けることが必要ではないかということが先ほどから何人かの方からも出ているんですけれども、その通報の対応ですとか、通報の対象をどうするかということもそうなんですけれども、これは保護の仕方として、ある種の申告、公益通報がなされたことを理由として解雇等をしてはいけないということがありますね。因果関係のところについてはこれまでどういう御議論があったのかということをお伺いできればというふうに思うんですが、既存の資料7に出ております原子力の法律ですとか、あるいは法律がなくても裁判例の中で、不利益な取扱いという

ことで出てくることがあるだろうと思いますけれども、結局、これを理由に解雇されたということは、訴訟で争ってみなければわからないというところがあるかと思うんですけれども、その辺りについてはどのようにお考えか、もし、何かありましたら聞かせていただきたいと思います。

幸田課長 今、御指摘の部分の、例えば、立証責任をどうするかというようなことについては、部会でも若干御発言をされた方はいらっしゃいます。ただ、そこについてもまだ明確にどういう方向でという方向性は何か定まったものが部会としてあるということではございません。

片山委員 先ほど、浅岡委員の方から指摘がありましたけれども、どういう制度を仕組んでいくかというときに、やはり事業者外部への公益通報の手続をどうするかということが非常に大事だろうと思います。資料6の6ページのところで、内部通報を前置とするのかしないのかという両方の意見が上がっていきまして、私は前置すべきでないという意見を持っております。その理由は、実際に通報を受けていて、内部通報を前置にした場合には、通報したこと自体が隠蔽されてしまう。企業の是正につながらないということが現実起こっているということを感じるからでありますけれども、ここで考えないといけないのは、事業者自身による取組を促進しないといけないということはよく理解できますし、それは大変重要なことなんです。一方で、本当に生かされるべき公益通報がもみ消されたり、企業内部で通報した人に隠れたところで不利益が与えられるということが決してあってはならない。

その制度の目的として、最初に消費者利益の擁護のための通報制度を確立するということになっていきますので、そういう意味では、事業者の自浄作用を促進することが目的ということではなくて、むしろ、消費者の利益確保のために必要な通報を抑止することなく、漏れなくそれを汲み上げて、是正につなげていくということが最大の目的、第一に考えられるべき目的であって、その制度の中で事業者自身による取組も促進していかなければならないという、そういう序列があるのではないかというふうに思っています。

そういう意味では、前置すべきという意見が事業者の自浄作用を促進するという観点から考えられているということであれば、理由として非常に弱いのではないかというふうに考えています。

そこで、更に突っ込んで質問したいんですが、その資料の中では、前置すべきという意見の理由としては、事業者自身による取組の促進の観点ということが挙げられていますが、それ以外に検討しないといけない要素があるのかどうか、突っ込んでいって、前置にしな

ければこういう問題が起こるのではないかということが、もし部会で議論されているのであれば、私たち支援センターとしても、それに対する検討を加えていきたいと思いたすので、この辺り率直な御意見を教えていただきたいと思いたす。

松本委員長 部会の議論で、何かこれ以外の理由はあげられてましたでしょうか。

幸田課長 この部分につきましては、11月5日の部会でも幾人かの委員の先生方が議論をされておりますので、次回、前置すべきか、すべきでないのかについての議論を紹介する資料を作成させていただきたいと思いたす。

佐伯委員 外部への通報か内部への通報前置かという問題に関連してですけれども、1つは質問で、1つは関連して検討すべき点の指摘です。質問は、前置すべきであるとした場合に、通報を受けた事業者は、どういう義務を負うのか、それについて何か例えば、イギリスは前置を原則としているようですけれども、何か規定があるのかどうか、もしわかりましたら教えていただきたいということがあります。

次は関連して、問題とすべき点ですけれども、例えば、法令違反に当たらないような行為であれば、是正してそれでおしまいでもいいのかと思いたすけれども、法令違反の場合には、そこで将来に向けて是正がなされればそれでよしというわけにもいかない場合があります。内部通報制度の目的として、将来に向けて是正がなされればそれでいいというふう考えるのか、それとも、過去の違法行為に対して制裁を科して、その意味での抑止もねらっているものとかんがえるのか、もし、後者もねらっているのだとすると、内部での通報を前提とするのか、外部への通報を前提とするのかという点について非常に大きな違いが出てくるように思いたす。

幸田課長 イギリスの制度におきましては、事業者の内部での措置の努力義務みたいな規定はございません。純粋に労働法制としてつくられておりまして、労働者の権利を保護する要件といったものを規定しているという形になっております。2つ目の御質問については、まだ、きちんと議論がされていないというふうに認識しております。

松本委員長 資料7の15ページのイギリスの表を見ておりますと、我々が外部通報だというふうに整理しております監督官庁に対する通報は、内部ルートになっている。それから、法律助言者の、恐らく弁護士などが典型なんでしょうが、これも言わば内部であるということですから、片山委員の公益通報支援センターなどが、そういう意味で弁護士中心であって、法律助言者ということになれば、これは、イギリス的に言えば内部の話であって、監督官庁も内部であって、メディアだとか国会議員などが入るのであればそれが外部ということになるということですから、我々とはちょっと違った整理をしているようです。

けれども、このイギリスのような切り分けも、日本で法制化を考える場合に少し参考になるのではないかなというふうに思います。

宮本委員 イギリスの通報ルートの資料を読んでいますと、向こうでは3つのルートがあるというふうに書いてあります。1つは企業内の内部ルート、2つ目が今おっしゃった必要な要件を満たしたこの監督官庁とか検察とか、それから、3番目が外部ルート、全くどこでもいい、という3つのルートがあって、必ずしも、これは原則というふうではなくて、3つがあって、もし、最初から外部ルートをした場合は、その裁判のときに立証しなければいけないというような資料を最近読んだんですが、そののところ重要なので、ルートは3つあると、ただし、もし保護を求めて裁判を起こした場合に、最初に外部を行った場合は、なぜ外部にしたかという立証をしなければいけない。というようなことを書いていたんですが、そのところもう一度ちょっと確認をいただきたいと思います。

松本委員長 立証のことは恐らく15ページに要件というので、いわゆる3つ目の外部ルートの場合が一番たくさん1～6までとか7までとが要件ですから、この分の立証の負担が重いということで、宮本委員のおっしゃったとおりだと思います。

あとは、2つのルートなのか3つのルートなのか辺りはもう少し精査をお願いしたいと思います。

そろそろ予定の時間がまいりましたが、ほかに何か是非次回までにこの点広げてきてほしいとかいうような御注文はございませんでしょうか。

それでは、特にございませんようでしたら、本日の議論はこの辺りで終了させていただきたいと思います。

最後に事務局から何か連絡ございますか。

幸田課長 次回の開催スケジュールについて御連絡させていただきます。

次回の会合を2月20日木曜日、9時半から12時に、場所はこちらではございませんで、霞ヶ関の第4合同庁舎の4階の第2特別会議室で開催する予定でございます。本日の意見交換を踏まえて、制度の内容について御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

松本委員長 それでは、本日はありがとうございました。

以上